

佐賀県告示第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十四年九月十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

唐津市肥前町寺浦字嶽ヶ崎四五四の一、四五四の三、納所字菖蒲窪己一三六七から己一三七〇まで、字フケ田己一四〇四の一、己一四〇四の二、己一四〇四の四、己一四一〇の四、己一四一一の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備

課及び唐津市林務課に備え置いて縦覧に供する。）